本号で公布された法令のあらまし

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八一号）（警察庁）

1　常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を七万五、二九〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を三万七、六〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第七条の二第二項関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八二号）（法務省）

1　常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を七万五、二九〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を三万七、六〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第五条の二第二項関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八三号）（国土交通省）

1　常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を七万五、二九〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を三万七、六〇〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第四条の二第二項関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令等の一部を改正する政令（政令第八四号）（国土交通省）

一　軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令の一部改正関係

この政令により都道府県知事が処理することとされている事務のうち、当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の指定都市の区域内のみにある軌道に係るものを、指定都市の長が行うものとした。（第一条第一項関係）

二　軌道法施行令の一部改正関係

1　この政令により都道府県知事が処理することとされている事務のうち、当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の指定都市の区域内のみにある軌道に係るものを、指定都市の長が行うものとした。（第一条第二項関係）

2　軌道法第三条の規定による特許の申請に際しては、申請書の副本等を都道府県知事に提出するものとした。（第一条第二項関係）

三　都市鉄道等利便増進法施行令の一部改正関係

軌道法第三条の規定による軌道事業の特許を要する速達性向上計画に係る認定の申請に際しては、申請書の副本等を都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の指定都市の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長）に提出することとした。（第一条第二項及び第四項関係）

四　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令の一部改正関係

軌道法第三条の軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計画等に係る認定の申請に際しては、申請書の副本等を都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の指定都市の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長）に提出することとした。（第一条第二項及び第四項関係）

五　都市の低炭素化の促進に関する法律施行令の一部改正関係

軌道法第三条の特許を要する軌道利便増進実施計画に係る認定の申請に際しては、申請書の副本等を都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の指定都市の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長）に提出することとした。（第六条第二項及び第四項関係）

六　鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令の一部改正関係

この政令により都道府県知事が処理することとされている事務のうち、当該都道府県の区域内の鉄道線路が敷設される道路の区間が一の指定都市の区域内のみにある場合におけるものを、指定都市の長が行うものとした。（第一条第一項関係）

七　施行期日

この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八五号）（財務省）

エネルギー対策特別会計の電源促進勘定における電源立地対策として、発電用施設のうち原子力発電施設の設置に関する知識の普及に要する費用に係る補助金の交付を追加することとした。

◇年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第八六号）（厚生労働省）

1　年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正関係

㈠　年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令附則第五条第一項の規定により厚生年金保険法第四六条第六項の規定の適用を受けない者に対する加給年金について、繰下げ加算額、経過的加算額及び地方公共団体の長の加算額を除く老齢厚生年金の全部又は障害厚生年金の全部が支給停止されるに至った場合に、同項の規定を適用し、加給年金の全額を支給停止することとした。（附則第五条第一項関係）

㈡　次に掲げる給付に加算される加給年金について、㈠に準じた改正を行うこととした。（附則第五条第二項～第六項、附則第一二条及び附則第二〇条関係）

(1)　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四六条第五項の規定の適用を受ける老齢厚生年金又は障害厚生年金

(2)　厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一六条第一項に規定する年金たる給付のうち退職共済年金又は障害共済年金

(3)　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二四年一元化法」という。）附則第三七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち退職共済年金又は障害共済年金

(4)　平成二四年一元化法附則第六一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち退職共済年金又は障害共済年金

(5)　平成二四年一元化法附則第七九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち退職共済年金又は障害共済年金

(6)　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第一六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金又は障害共済年金

(7)　平成二四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢厚生年金又は障害厚生年金

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。